平成２１年（フ）第１２９号
長野県飯田市駄科44番地１
破産者　林　　達也
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２３５１号
京都府宇治市天神台１丁目１番地の87
破産者　中森　利一
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
京都市南区吉祥院船戸町25番地
破産者　宮川一子こと　黄　　一子
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
大阪府枚方市長尾元町２丁目12番２―302号、前住所京都府京田辺市山手東２丁目５番地１Ａ―1403号
破産者　田中　芳幸
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
福岡県大牟田市三里町３丁目５番地18
破産者　奥薗　芳雄
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５６号
大分市大字羽田777番地の８
破産者　工藤　里美
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１１２号
三重県松阪市大平尾町507―２、開始決定時の住所三重県伊勢市柏町613番地
破産者　森井　知美（旧姓中西）
１　決定年月日　平成22年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第７７２３号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目16番13号
破産者　株式会社オー・エッチ・エムエンタープライズ
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１４６号
東京都練馬区田柄５丁目４―８
破産者　羽田　米一
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５８５号
東京都中野区中央２丁目42―１
破産者　蘇淑華こと　渡部　淑華
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０９８号
東京都町田市成瀬台２丁目11―９―２―１、開始決定時の住所神奈川県横浜市緑区長津田１丁目21―23―302
破産者　高　　輝雄
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１４７号
東京都練馬区中村南２丁目９―５
破産者　石井　　博
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２５７号
東京都千代田区内神田１丁目18番１号
破産者　株式会社吉野工房
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４２４号
東京都世田谷区松原４丁目20―３
破産者　中嶋　浩史
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０１８号
広島県広島市西区井口１丁目１―１―104、開始決定時の住所広島県広島市佐伯区海老園４丁目４―40―307
破産者　森本　二郎
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９４１号
群馬県邑楽郡大泉町富士３―７―19、住民票上の住所群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚2054
破産者　齊藤　絵実
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０６３３号
埼玉県幸手市北１丁目６―７
破産者　小野　　誠
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８７６号
東京都板橋区常盤台１丁目19―８―103
破産者　前田　　基
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０３６号
東京都練馬区谷原２丁目６―28　クレセント中丸Ⅱ101、開始決定時の住所千葉県松戸市南花島４丁目65―１―206
破産者　市瀬　　肇
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部